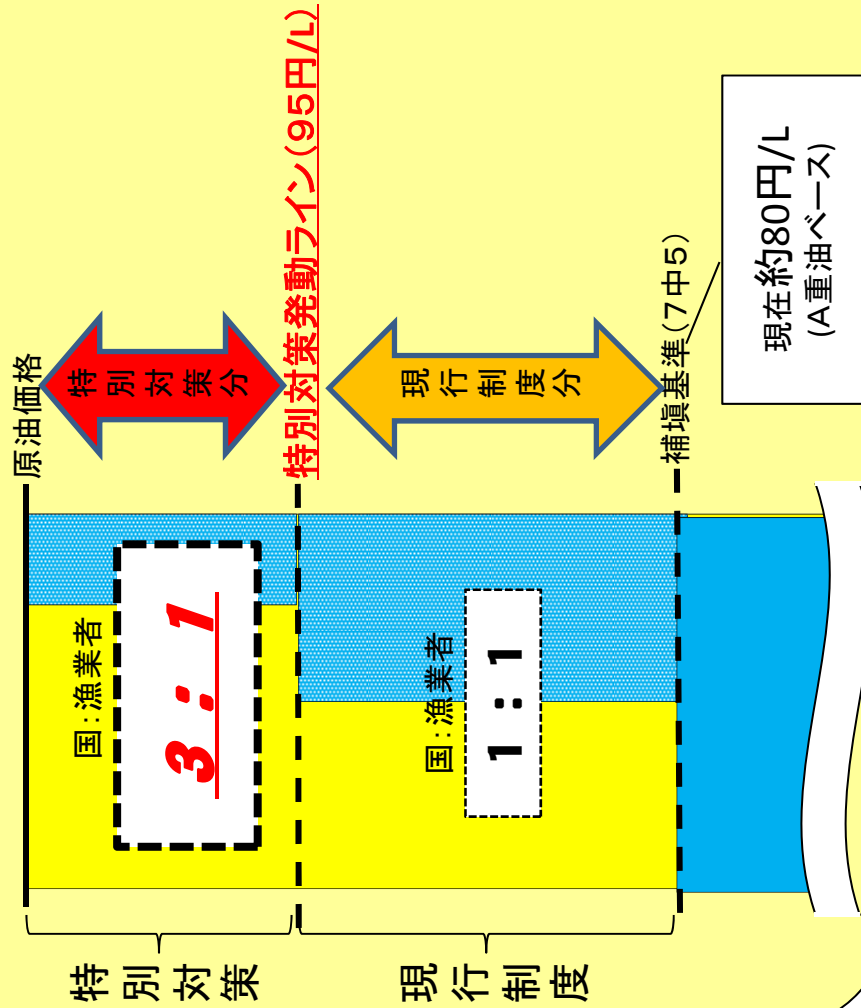


漁業用燃油緊急特別対策

漁業用燃油について、最近の円安等による影響を踏まえ、**平成26年度末までの緊急の特別対策**として、「漁業経営セーフティネット構築事業」（現行制度）に加え、特別対策発動ラインを超える部分について、特別な対応を行う。

《特別対策のイメージ》



○ 特別対策の対象者

以下の「全て」の漁業者とする。

- ① 現行制度の既加入者
- ② 現行制度への25年中の新規加入者

○ 抜本的な加入促進対策（25年中）

25年中の新規加入者に対し以下を措置

- ① 年度末1回の受付・加入から、随時受付・四半期単位加入へ、利便性を大幅向上
- ② 加入初年度の積立金の借入金の金利負担を無利子化

○ 実施時期

漁業者が「今」を乗り越えられるよう、現行制度の基金残高をフル活用して、25年7月から前倒し実施

25年における現行制度の未加入者の加入申込と補填対象期間の関係(イメージ図)

※ 現行制度に加入すれば、自動的に特別対策の対象となる。

